

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 整備新幹線及び関連施設の建設費に対する沿線自治体の負担が軽減されるよう、幅広い観点で建設財源を確保すること。

(3) 駅が設置されることにより利便性が低下する沿線自治体に対し、公共事業費の重点配分等、必要な財政措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線については、JRからの経営分離後も安定的な経営維持及び利便性向上のための施設整備ができるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。

また、沿線自治体への負担軽減に配慮した財政措置を講じること。

3. リニア中央新幹線の早期開業に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関連施設の整備に対する適切な財政措置等を講じること。

また、災害リスクへの備えや整備効果を踏まえた計画の策定・公表を行うこと。

4. 鉄軌道の整備促進等

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び関連施設の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。

(2) 都市高速鉄道の早期建設、路線延長及び軌道系交通網の整備に対する補助制度の拡充を図ること。

5. 地方鉄道の路線維持のため、厳しい経営状況にある鉄道会社に対し、債務の繰上

償還や金利負担の軽減等の措置を講じること。

6. 各都市自治体が管理する跨線橋については、修繕計画の具体化など必要な財政措置を講じること。

7. 航空ネットワークの維持等

(1) 地方航空路線は、地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることから、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。

(2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

8. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう法体制を整備すること。

また、操縦者への安全指導の徹底を図ること。

10. 放置船等に対する対策の強化

(1) 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則を強化すること。

(2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、監視・罰則を強化すること。

また、船舶等の係留保管施設の整備促進を図ること。

(3) 船舶購入時における係留場所の管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時ににおける報告を義務付けるなど、小型船舶の登録制度を強化すること。

また、船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地元自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(4) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

11. 地域住民の生活道路として、また、地域経済の活性化などに配慮した高速道路等の料金改定を行うこと。
12. バイオ燃料自動車の利用促進に向け、燃料供給施設の整備促進のための財政支援措置を講じるとともに、バイオディーゼル燃料の普及促進のため、関係法令を見直すこと。
また、電気自動車等の普及促進を図るため、支援策を拡充すること。
13. 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、市町村への財政支援を拡充し、鉄道事業者に対する支援措置を継続すること。